

令和5年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和5年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,425,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 942,654
	1 使用料	942,489
	2 手数料	165
2 財産収入		605
	1 財産運用収入	605
3 繰入金		37,923
	1 基金繰入金	37,923
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		150
	1 雑収入	150
6 市債		444,000
	1 市債	444,000
歳 入 合 計		1,425,432

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		79,181 <small>千円</small>
	1 事 業 費	79,181
2 日野こもれび納骨堂事業費		879,251
	1 事 業 費	878,756
	2 公 債 費	495
3 舞岡地区新墓園事業費		447,000
	1 施 設 整 備 費	436,674
	2 公 債 費	10,326
4 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		1,425,432

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
舞岡墓園（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度	限度額 490,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舞岡地区新墓園費 整備	千円 444,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	444,000			